

兵庫県公報

令和元年10月11日 金曜日 第48号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	1
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（同）	1
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	9
○ 同 上（同）	9
○ 河川区域の変更により生じた廃川敷地等（河川整備課）	10
○ 昭和50年兵庫県告示第650号（河川区域の指定）の一部改正（同）	10
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	10
○ 同 上（同）	11
労働委員会公告	
○ 兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、閏歴等	11

告 示

兵庫県告示第471号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和元年10月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区用野字中ケ平309の1、319から327まで、字ヨコケ平404、406、453、字向田454、字家ノ脇547の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中ケ平321（次の図に示す部分に限る。）、字ヨコケ平453（次の図に示す部分に限る。）、字向田454、字家ノ脇547の1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第472号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神崎郡神河町淵字石穴209の4, 209の5、209の5の2から209の5の4まで、209の5の6から209の5の8まで、209の5の10から209の5の33まで、209の5の36から209の5の39まで、209の7から209の12まで、209の23、209の24、209の28から209の32まで、209の38、209の39、宇向山210の1、210の2、210の4、210の5、210の7から210の18まで、210の22、210の24から210の27まで、210の32、210の35、210の39、210の40、210の45から210の48まで、210の50

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所及び神崎郡神河町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第473号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

上野製薬株式会社伊丹工場
伊丹市東有岡1丁目127番地
工場長 浜 田 英 樹

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

上野製薬株式会社伊丹工場
伊丹市東有岡1丁目127番地

(3) 特定施設に関する事項

種 類	33号イ 縮合反応施設 (No. 1)		33号イ 縮合反応施設 (No. 2)		
	通 常	最 大	通 常	最 大	
能 力	2,000kg/回		同 左		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後40日		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		
	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大

使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	水素イオン濃度 (水素指数)	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg / L)	900,000	1,000,000	900,000	1,000,000
	化学的酸素要求量 (単位 mg / L)	900,000	1,000,000	900,000	1,000,000
	浮遊物質 量 (単位 mg / L)	—	—	—	—
	窒素含有量 (単位 mg / L)	—	—	—	—
	磷含有量 (単位 mg / L)	—	—	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0.3	0.45	0.3	0.45

備考 汚水等は公共下水道に放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和元年10月11日から同年11月1日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課



兵庫県告示第474号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社神戸製鋼所加古川製鉄所
加古川市金沢町1番地
専務執行役員加古川製鉄所長 宮崎 庄司
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社神戸製鋼所加古川製鉄所
加古川市金沢町1番地
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	61号ハ 圧延施設		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (NO. 1)		
能 力	20,000t/月		同 左		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後15箇月		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	9.5	9.5	11.6	11.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	3,510	3,510	20	20
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	20	20	30	30
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	1,110	1,110	3.1	3.1
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	0.4	0.4	1.8	1.8
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	—	—	—	—
溶 解 性 鉄 含 有 量 (単位 mg/L)	7.3	7.3	1.3	1.3	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	987	1,047	1,560	1,728	

65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 2)		66号 電気めつき施設	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
通 常	通 常	通 常	通 常
2.6	2.6	5.1	5.1
—	—	—	—
3	3	7.2	7.2
10.7	10.7	22.7	22.7
1.6	1.6	29	29
0.1	0.1	0.1	0.1
—	—	7.6	7.6
50.7	50.7	0.4	0.4
1,176	1,848	1,008	1,008

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	窒素処理設備				真空蒸発濃縮設備			
変更前後の区分		(新設)				(新設)			
型	式	神鋼環境ソリューション製				同左			
構	造	鉄筋コンクリート製				鋼板製			
主要寸法		1.4m×1.2m×6.22m 3m×2.8m×6.51m				6.25m×3.98m×4.36m× 2基			
能力		47m ³ /時				1.08m ³ /時			
汚水等の処理方式		酸化方式				蒸発濃縮			
工事着手予定年月日		許可後				同左			
工事完成予定年月日		着手後16箇月				同左			
使用開始予定年月日		完成後				同左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続				同左			
使用時間の季節的変動の概要		なし				同左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度(水素指数)	5.1	5.1	9	9	9.5	9.5	9.5	9.5
	生物学的酸素要求量(単位 mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—
	化学的酸素要求量(単位 mg/L)	7.2	7.2	3.6	3.6	3,626	3,626	254	254
	浮遊物質量(単位 mg/L)	23	23	23	23	19.8	19.8	0.2	0.2
	窒素含有量(単位 mg/L)	30.3	30.3	10.1	10.1	1,099	1,099	110	110
	りん含有量(単位 mg/L)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.3	0.3	0	0
	六価クロム化合物(単位 mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—
	ほう素及びその化合物(単位 mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—
	ふっ素及びその化合物(単位 mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(単位 mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(単位 mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—	
溶解性鉄含有量(単位 mg/L)	0.4	0.4	0.4	0.4	7.2	7.2	0.1	0.1	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常量及び最大の量(単位 m ³ /日)		1,011	1,011	1,011	1,011	22	22	21	21

廃酸処理設備				凝集加圧浮上設備			
(新 設)				(新 設)			
同 左				同 左			
FRP 製、鉄筋コンクリート製、鋼板製				鋼板製			
直径3.4m×13.05m×5基 2.8m×2.8m×5.84m 2m×7.25m×3.63m×2基				2.9m×3.5m×4.6m×2基 2.9m×3.6m×4.6m×2基 4.4m×5.01m×3.75m×2基			
24m ³ /時				134m ³ /時×2基			
凝集沈殿式				凝集加圧浮上式			
同 左				同 左			
同 左				同 左			
同 左				同 左			
同 左				同 左			
同 左				同 左			
処理前		処理後		処理前		処理後	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
2	2	9	9	11.3	11.3	6.7~8.1	6.7~8.1
—	—	—	—	—	—	—	—
3,336	3,336	3.3	3.3	11.7	11.7	7.6	7.6
1,638	1,638	279	279	26.5	26.5	26.5	26.5
7.4	7.4	3.9	3.9	4.9	4.9	4.1	4.1
0.9	0.9	0.5	0.5	0.9	0.9	0.4	0.4
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
23,285	23,285	0	0	15.4	15.4	0.1	0.1
103	103	85	85	4,287	4,287	4,306	4,306

冷延水处理施設（集合系）ろ過器							
変更前				変更後			
同 左				同 左			
同 左				同 左			
直径3.6m×7.2m×6基				直径3.6m×7.2m×7基			
32,400m ³ /日				37,800m ³ /日			
ろ過				同 左			
既 設				許可後			
既 設				着手後16箇月			
—				完成後			
同 左				同 左			
同 左				同 左			
処理前		処理後		処理前		処理後	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
6.5~8.5	6.5~8.5	6.5~8.5	6.5~8.5	6.5~8.5	6.5~8.5	6.5~8.5	6.5~8.5
—	—	—	—	—	—	—	—
11	30	11	20	11	30	11	20
25	100	5	20	25	100	5	20
24	44	24	44	24	44	24	44
0.5	4	0.4	1.2	0.5	4	0.4	1.2
0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
0.5	6	0.5	6	0.5	6	0.5	6
6	12	6	12	6	12	6	12
17	43	13	31	17	43	13	31
2	3	1	2	2	3	1	2
0.2	0.5	0.1	0.2	0.2	0.5	0.1	0.2
27,941	28,901	27,941	28,901	32,247	33,207	32,247	33,207

備考 特定施設の設置に伴い、他の工程水を循環再利用するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和元年10月11日から同年11月1日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び加古川市環境部環境政策課



兵庫県告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和元年10月11日から供用を開始する。

その関係図面は、令和元年10月11日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年10月11日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 8 号	豊岡市竹野町森本字家ノ奥1101番1から 同 市竹野町森本字家ノ奥1101番2まで	旧	30.0から 60.0まで	90.0	
		新	34.0から 118.0まで	90.0	



兵庫県告示第476号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和元年10月11日から供用を開始する。

その関係図面は、令和元年10月11日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年10月11日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 養父宍粟線	養父市大屋町和田字森ノ本106番2から 同 市大屋町和田字森ノ本105番1まで	旧	7.0から 23.0まで	49.0	
		新	16.0から 23.0まで	49.0	
県道 養父宍粟線	養父市大屋町和田字田淵160番4から 同 市大屋町和田字田淵160番4まで	旧	7.0から 11.0まで	90.0	
		新	22.0から 29.0まで	90.0	
県道 養父宍粟線	養父市大屋町和田字田淵148番2から 同 市大屋町和田字田淵150番4まで	旧	5.0から 8.0まで	180.0	
		新	8.0から 20.0まで	180.0	

県道 養父宍粟線	養父市大屋町和田字田淵150番4から 同 市大屋町和田字田淵150番4まで	旧	9.0から 14.0まで	85.0
		新	12.0から 27.0まで	85.0
県道 養父宍粟線	養父市大屋町明延字大銅321番1から 同 市大屋町明延字大銅321番6まで	旧	10.0から 16.0まで	118.0
		新	13.0から 79.0まで	118.0



兵庫県告示第477号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び丹波県民局丹波土木事務所に備え置いて、令和元年10月11日から2週間縦覧に供する。

令和元年10月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 河川の名称
一級河川加古川水系加古川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和元年10月11日
- 3 廃川敷地等の位置
丹波市氷上町朝阪字蒲原655番4
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
種類 土地
数量 1,724.48平方メートル



兵庫県告示第478号

昭和50年兵庫県告示第650号により河川区域を指定した河川のうち、次の表の中欄に掲げる河川について、同表の右欄に掲げる事項を変更したので、河川法（昭和39年法律第167号）第6条第4項の規定により公示する。

その関係図面は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び丹波県民局丹波土木事務所に備え置いて、令和元年10月11日から2週間縦覧に供する。

令和元年10月11日

兵庫県知事 井戸敏三

水系名	河川名	変更した事項
加古川	加古川	第1号図から第11号図までのうち、第6号図



兵庫県告示第479号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年10月11日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
上 山 口	西 宮 市		山 口 町 上 山 口	登 り 尾 常 山	2428番1の一部、2428番3の一部、2428番12の一部、2429番3の一部、2429番4、2429番29、2429番30の一部 2430番1の一部、2430番36の一部、2430番50の一部



兵庫県告示第480号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
上 地（3）	朝 来 市		立 脇	赤 溝 音 谷 上 地	27番1の一部、29番の一部、30番、31番の一部、32番から36番まで、37番の一部、38番から41番まで、42番の一部、43番、44番、45番1から45番3までの各一部、46番の一部、47番、48番の一部、49番、31番から45番1に至る地先の道路敷の一部 50番の一部、51番1の一部 338番1の一部、343番の一部、344番の一部、351番の一部、355番2の一部、355番5の一部、355番6の一部、357番1の一部、364番1の一部、365番の一部

労働委員会公告

兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、令和元年9月26日現在における兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公告する。

令和元年10月11日

兵庫県労働委員会

会長 滝 澤 功 治

氏 名	履 歴	委嘱年月日
大 内 伸 哉	兵庫県労働委員会公益委員 神戸大学大学院法学研究科教授	平成19年8月2日
大 原 義 弘	兵庫県労働委員会公益委員 元兵庫県土地開発公社常任監事	平成29年9月26日

岡 秀 次	兵庫県労働委員会公益委員 元公益財団法人神戸いきいき勤労財団シルバー人材センター 北区センター所長	令和元年9月26日
関 根 由 紀	兵庫県労働委員会公益委員 神戸大学大学院法学研究科教授	平成23年8月18日
滝 澤 功 治	兵庫県労働委員会公益委員（会長） 弁護士	平成9年7月2日
林 亜衣子	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士	平成30年4月12日
米 田 耕 士	兵庫県労働委員会公益委員（会長代理） 弁護士	平成19年8月2日
奥 村 比左人	兵庫県労働委員会労働者委員 三菱重工グループ労働組合連合会神船地区本部執行委員長	平成27年9月8日
尾 野 哲 男	兵庫県労働委員会労働者委員 JAMオークラ輸送機労働組合組合長	平成29年9月26日
熊 野 隆 夫	兵庫県労働委員会労働者委員 山陽電気鉄道労働組合執行委員長	平成25年8月27日
曾 我 一 樹	兵庫県労働委員会労働者委員 UAゼンセン兵庫県支部支部長	平成27年2月5日
那 須 健	兵庫県労働委員会労働者委員 関西電力労働組合特別執行委員	平成23年8月18日
服 部 圭 司	兵庫県労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合兵庫県本部副執行委員長	平成25年8月27日
福 永 明	兵庫県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長	平成23年8月18日
河 野 忠 友	兵庫県労働委員会使用者委員 カワノ株式会社代表取締役社長	平成29年9月26日
草 薙 信 久	兵庫県労働委員会使用者委員 一般財団法人ひょうご憩の宿理事長	平成23年8月18日
白 石 順	兵庫県労働委員会使用者委員 住友精密工業株式会社顧問	令和元年9月26日
坪 田 一 夫	兵庫県労働委員会使用者委員 神姫バス株式会社常務取締役	平成29年9月26日
村 元 四 郎	兵庫県労働委員会使用者委員 公益財団法人ひょうご産業活性化センター理事・統括コーディネーター	平成21年8月3日
吉 田 達 樹	兵庫県労働委員会使用者委員 日清鋼業株式会社顧問	平成25年8月27日
和 田 直 哉	兵庫県労働委員会使用者委員 近畿工業株式会社代表取締役会長	平成25年8月27日

塚 本 隆 文	前兵庫県労働委員会公益委員	平成27年9月8日
正 木 靖 子	前兵庫県労働委員会公益委員	平成13年7月9日
佐 野 喜 之	前兵庫県労働委員会使用者委員	平成19年8月2日
井土垣 功	兵庫県労働委員会事務局長	平成30年4月12日
大 西 稔	兵庫県労働委員会事務局次長兼総務調整課長	平成30年4月12日
四 方 弘 道	兵庫県労働委員会事務局審査課長	平成29年4月13日